

令和7年第8回桶川市農業委員会総会 議事録

令和7年8月26日(火) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、6 小峯健治、7 渋谷安弘、8 白根菊枝、9 砂川富夫、
【欠席委員】	2 新井淳一、5 植野成美、10 原島貞夫、11 渡邊富二
【傍聴人】	なし
事務局長	<p>只今より、令和7年第8回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち7名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、青木委員にお願いします。</p>
青木委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>1番の青木委員と3番の荒井委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地改良等に係る届出書について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案について説明させていただきます。</p> <p>10a未満の農地における農地改良届が提出されております。申請者の住所、氏名、対象地番、面積等、資料記載のとおりです。</p> <p>対象地は、筆の一部申請となっております。494 m²の土地に盛土を</p>

	<p>行い、嵩上げをする計画となっております。なお、今回の計画は、桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例に基づく手続きが不要であることを、桶川市環境対策推進課に確認済みとなっております。</p> <p>【その他添付書類に基づき内容の詳細説明】</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>8月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は雑草がかなり繁茂している状況でした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について、何か質問等ありますか。</p>
委員	<p>耕作者であるべに花生産組合は今後作付け意向はあるのか。</p>
事務局	<p>今回の届出は、元々地権者さんから、要望がありました。作付け計画に関することは、桶川市べに花の郷づくり推進協議会の意向ということになります。現地調査後に現地を確認しましたが、現地はしっかりと除草されていました。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案について、承認とのでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとので、承認決定とさせていただきます。</p> <p>つづきまして第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。</p>

<p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、第1号件について何か質問等ありますか。</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。 第1号件について、承認とのことよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号件について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>それでは、第2号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買（強制競売）となっています。 こちらの案件は、今年の6月に買受適格証明書を農業委員会で発行した案件となります。譲受人はその後、買受適格証明書を持って、入札を行い、物件を落札しました。その後、購入手続きを行うにあたり、農地法第3条の規定に基づく許可書が必要なため、申請に至っています。 そのため、こちらの譲受人の許可要件については、6月に審査済みとなっておりますが、改めて、譲受人に状況を説明いたします。 まず全部効率利用要件と常時従事要件については、代表取締役が年間200日従事しており、トラクター3台、トラック6台を保有しており、問題がないと考えられます。またその他従業員の従事状況から、1haの農地を新たに取得しても適切に耕作される可能性は高いと考えられます。 地域との調和要件については、栽培予定作物が露地野菜であることから、周辺農業に悪影響を与えることは考えづらいと思われれます。 次に法人組織の形態要件については、株式会社であることから問題はありません。構成員要件については、常時従事する者である代表取締役が総株主の議決権の過半を有していることから問題ありません。常時従事者たる構成員が取締役等の過半を占めることから問題がない状況です。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号件について何か質問等ありますか。</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。</p>

委員	<p>第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは使用貸借権を設定する案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>申請地は、令和7年2月6日に農用地区域からの除外が完了となっております。</p> <p>農地区分については、第3種農地には該当せず、10ha以上の一団の農地に該当することから第1種農地と考えられます。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、立地基準は満たしていると考えられます。</p> <p>建築面積は81.77㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地と水路の境界には、コンクリートブロックの内積みする計画となっております。</p> <p>また、申請地には3台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が2台、来客用が1台となっております。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>それでは報告させていただきます。8月18日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第3号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第4号議案「農用地利用集積等促進計画(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは第4号議案について説明いたします。出し手と受け手の間に農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入る貸し借りとなります。そのため、例え受け手側の状況が変化し、農地の返還が行われたとしても、最長2年間は農地中間管理機構が土地を管理し、その間に次の受け手を探してくれる点が大きな違いとなっています。</p> <p>【各借受人について、資料に基づき説明】</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>それでは報告させていただきます。8月18日に現地調査を行いました。申請地は雑草がかなり伸びている状況でした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
委員	<p>農地中間管理機構は、現地の確認に行くのか。</p>
事務局	<p>人員も限られていることから、すべての現場の確認は行っていないと思われれます。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p>

	第4号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第5号議案「農業委員の辞職の同意」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	渡邊富二委員から、農業委員の職を辞したいと願い出がありました。農業委員が職を辞すには、農業委員会等に関する法律第13条の規定に基づき、農業委員会の同意が必要となります。辞職の理由については、体調不良により職務の遂行が困難であるとのことです。事務局から以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第5号議案についてですが、何か質問等ありますか。
委員	現地調査班の割り振りの変更はあるのか。
事務局	10月から新しい割り振りで、現地調査を実施していきたいと考えております。9月の農業委員会総会にて、新しい割り振り表を配布いたします。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第5号議案について、辞職することに同意するとのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。
事務局	それでは、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出の専決処分を報告いたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第4条の届出が1件となっており、転用目的は、住宅敷地となっております。農地法第5条の届出が7件となっております。転用目的は、住宅敷地等が6件、共同住宅敷地が1件となっております。なお、令和7年8月15日までに行われた専決処分となっております。事務局からの

	報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。
事務局	まず、地域計画策定に係る協議の場について、説明させていただきます。 【追加資料に基づいて、今後、地域計画の協議を進めていくエリアを説明】 最後に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和7年9月17日（水）の午前9時から、第2班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和7年9月25日（木）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。
青木委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後3時05分